

デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書 簡易版

2023年3月10日

デジタル庁情報システム調達改革検討会

はじめに

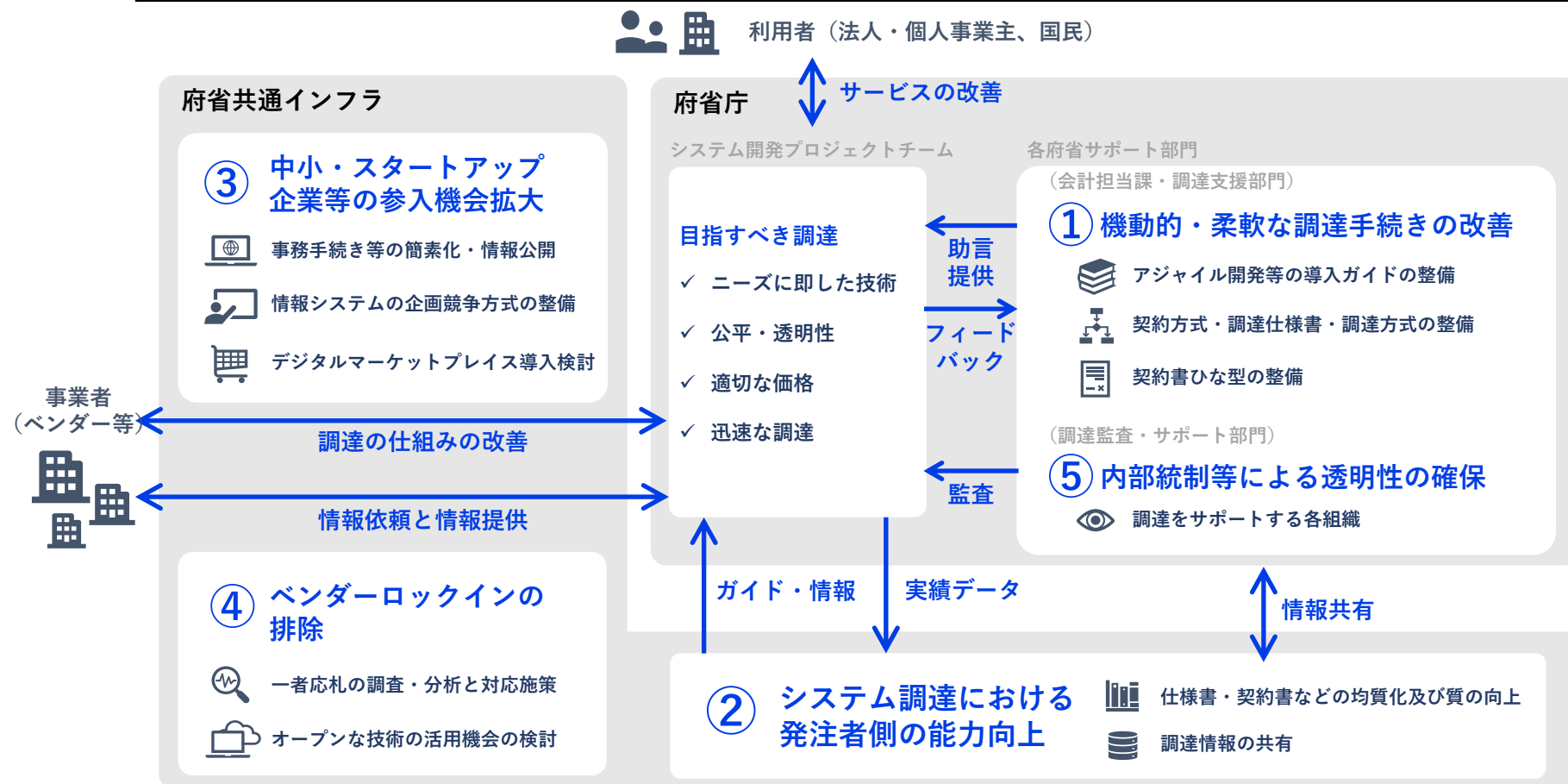
情報システム調達改革検討会（概要）

設置背景	<ul style="list-style-type: none">「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年(2022年)6月7日)」では、アジャイル開発等の新たな手法や、スタートアップなど、革新的な技術を有する民間事業者からの調達等をより円滑に実施するための方法の検討が規定されたより柔軟な調達のあり方を検討するために、専門家・有識者で構成する「デジタル庁情報システム調達改革検討会」を設置し、政府システム調達に必要な施策の検討及び国内外のシステム調達に係る制度・体制・手法等の先進的な事例を調査、整理した
調達実務に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none">制度面の課題のみならず、発注者側の知見不足や既存の調達ルールや慣習の中にも、多くの課題が横たわっている多様なシステム開発ニーズに対応していくには、従来とは異なる調達プロセスや体制の見直しなど、より柔軟な調達のあり方を検討する必要がある
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none">短期施策として45項目、中期施策として39項目を掲げており、広範かつ多くの点について検討・対応を求めたものとなっている本報告書において取りまとめられた施策は、システム調達に限定されることなく、広く政府調達全般に係る施策も対象範囲に含めている
今後の取り組み要諦	<ul style="list-style-type: none">今後の取り組みでは、施策の実施だけでなく、試行と効果の検証が肝要であるより柔軟な調達の実現に向け、個々の施策の効果を見定めつつ、プライオリティをつけて臨機応変に進めていくことが求められるデジタル庁で効果が認められた施策については、各府省や自治体等にも広く展開を図るものとし、効果に疑問が生じたものについてはその原因分析や、方向性の変更等を検討することが肝要である
最終提言案	<ul style="list-style-type: none">5つの施策の方向性について、短期的・中期的な取り組みを提言するこれらの施策の取組状況について、定期的な進捗確認・効果測定を実施するとともに、本検討会において約1年後を目途に取組みの進捗状況及び方向性等についての妥当性検証を行うことを要請するものとする

情報システム調達のあるり方の実現に向けた今後の取組

検討会の結果整理された5つの施策の方向性（機動的・柔軟な調達手続きの改善、システム調達における発注者側の能力向上、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大、ベンダーロックインの排除、内部統制等による透明性の確保）を取り込み、利用者、事業者（ベンダー等）、府省庁等の関係者との関係性を描いた将来像を示す。

情報システム調達の目指すべき姿

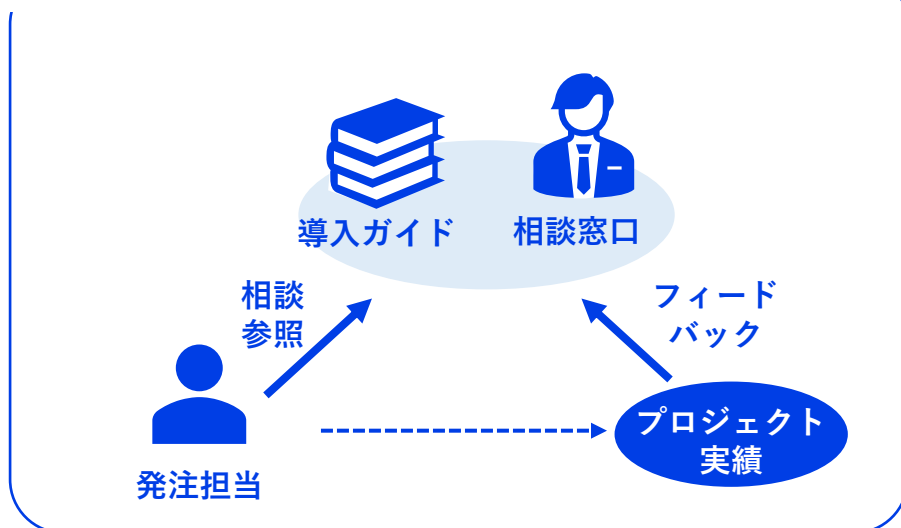


主な施策 ー ①機動的・柔軟な調達手続きの改善

多様な開発手法・調達手法(アジャイル等)の活用

アジャイル開発等の多様な開発手法の導入については、従来のウォーターフォール開発と比して、事業の特性と関係の特性（利用者が求めるタイムラインやチーム規模などの特性）を具体化して『適するプロジェクトを見極めること』、『アジャイル開発の経験と知見を持った要員を備えること』が肝要。

◆ アジャイル開発の導入ガイドの整備



アジャイル開発に適する調達の特性や関係者の状況を導入ガイド等で紹介すると同時に、適切なアドバイスが出来る人員を整備する。

アジャイル開発を適切に選択出来る環境を提供しつつ、そのプロジェクト実績のフィードバックを得るようにする。

◆ 契約方式・調達仕様書・調達方式の整備



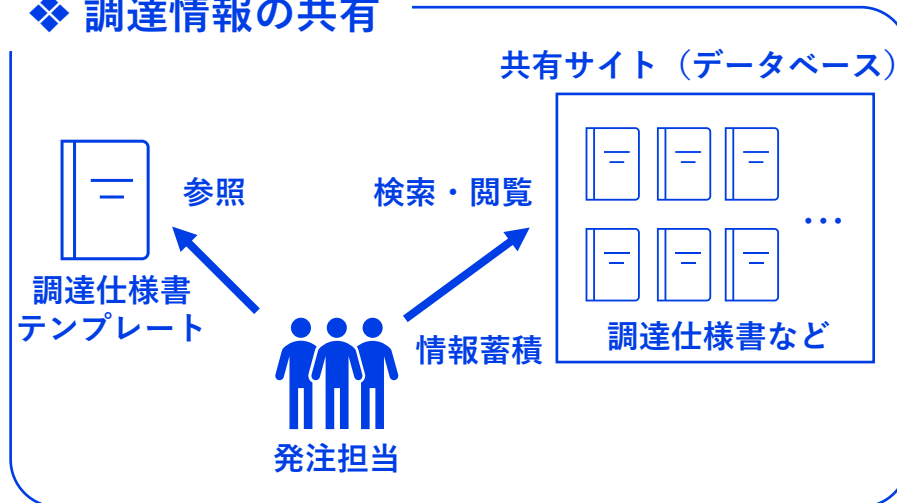
アジャイル開発に適した契約方式（準委任契約、請負契約）、調達仕様書テンプレート、調達方式（随意契約、技術的対話による企画競争等）、を選択できるように、様式や環境の整備・検討を行う。

主な施策 – ②システム調達における発注者側の能力向上

発注者支援の体制構築(調達相談窓口等)

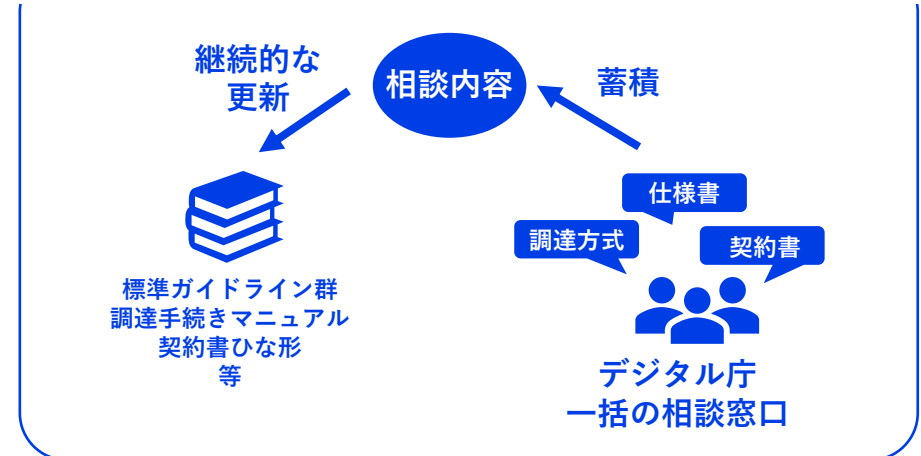
発注者側の経験不足により、調達仕様書や契約書の記載が十分でないケースが生じているため、調達仕様書作成能力の確保、契約書作成支援の施策が必要。

❖ 調達情報の共有



発注者のシステム調達能力を向上させるために、調達仕様書のテンプレート（詳細版）の提供と、参考となる調達仕様書や定量的な情報（システム概要、要件・費用・規模、期間）を蓄積していく。

❖ 仕様書・契約書などの均質化及び質の向上



デジタル庁にて、調達仕様書作成の相談先とともに、調達方式や契約に関する相談を一括で請け負う相談窓口体制を構築する。

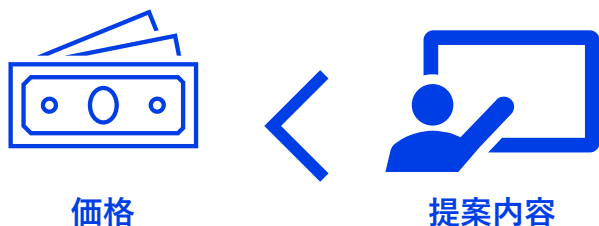
また相談内容を基に、ガイドライン群等を継続的に更新していく。

主な施策 – ③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大 (1/2)

技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化

システム調達で一者応札や一部の大手ベンダへの発注の集中が生じていることに対して、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業等を含めた多様な事業者の参入を促すために施策を講じる必要がある。また、事業者へのアンケート結果から調達の改善要望として多く寄せられた事務手続きの一層の簡素化や、提案内容をより評価する仕組みを推進する。

❖ 情報システムの企画競争方式の整備 (技術的対話方式の推進含む)



❖ 事務手続き等の簡素化・情報公開



中小・スタートアップ企業等が持つ高度な技術力を評価・活用するため、技術的対話の推進を含め、価格ではなくより提案内容を評価する仕組みを検討をする。

官公庁において情報システムの企画競争（プロポーサル）方式は、現時点では整備されていないことから、各自治体等の事例を参考に、情報システムの企画競争方式のルールを策定する。

公告から契約締結までの事務手続きのデジタル化やペーパレス化、提出書類の削減等の事務の簡素化を推進するとともに、損害賠償金額の上限設定、年間調達計画の開示など、事業者から要望があった施策について検討を行う。

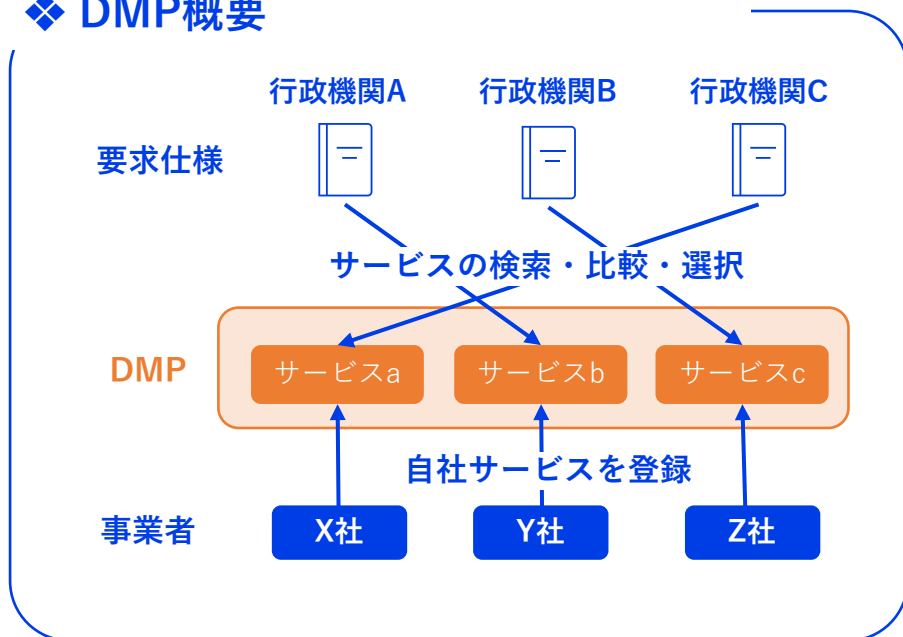
主な施策 – ③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大 (2/2)

デジタルマーケットプレイス (DMP) 導入検討

行政機関のデジタル化を加速するため、多様な企業参入を通じた、透明性・競争性を担保した迅速なIT公共調達手法を検討する必要がある。

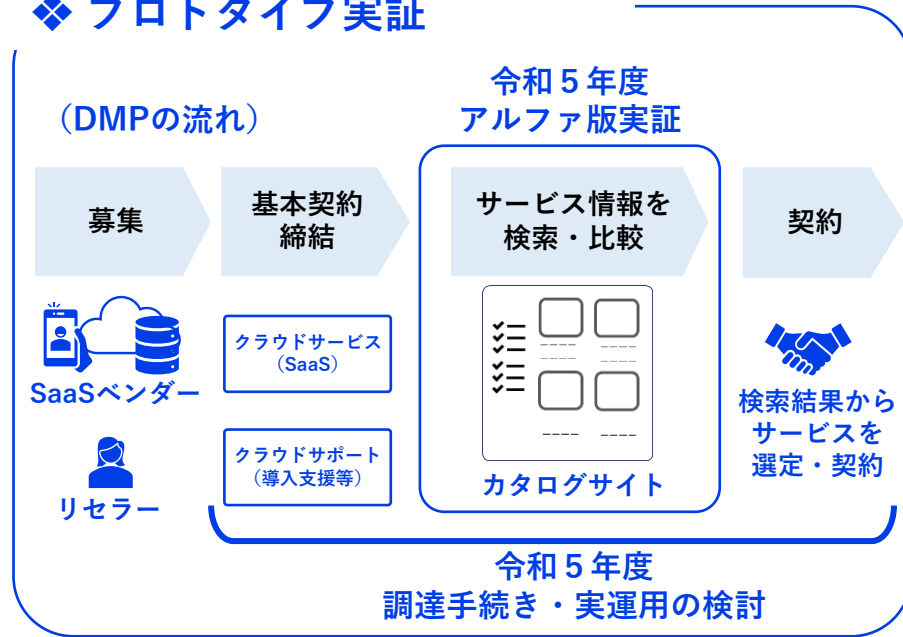
英国等、海外でも実績があるデジタルマーケットプレイス (DMP) を参考に、行政機関や民間事業者の意見を聞きつつ、まずSaaS(Software as a Service)について我が国における調達手法を検討する。

❖ DMP概要



DMPは、行政機関がカタログサイト上に登録されたサービスの中から調達仕様に対して最も適切なものを選択し、契約することが出来る仕組み。

❖ プロトタイプ実証



令和5年度中にカタログサイトのアルファ版を構築し、事業者によるサービスの登録、行政機関による検索・比較体験を実証する。

併せて、調達手続・実運用の検討も進める。

主な施策 – ④ベンダーロックインの排除

公平な調達環境の整備(発注者に起因する一者応札対策等)

密結合なシステム設計や仕様のブラックボックス化により、ベンダーロックインが生じる傾向にあることに対し、オープンな技術の採用の活用と、省庁内でのソースコードの共有など、一者応札の対応施策を引き続き検討する必要がある。

◆一者応札の調査・分析と対応施策



アンケート
ヒヤリング



原因分析



対応施策
策定・運用

一者応札の防止に向け、一者応札の要因を整理し、その対策としての具体的な仕様書の記載案を整理し、類似事例における防止方法としてチェックすべき事項の整理を行い、情報システム調達向けのチェックシートを準備する。

◆オープンな技術の活用機会の検討



オープンソース
ソフトウェア



適切な納品物



クラウド
サービス



省庁内での
ソースコード共有

ブラックボックス化防止のため、「オープンソースソフトウェアやクラウドサービスの活用」、「受託事業者からソースコード及び関連ドキュメントの提供」について、調達要件として求めていく。

また、システム調達の在り方の変化、オープンソース化のメリット・リスク等を踏まえつつ、官公庁内でのソースコードの共有について活用の余地があるか、検討を行う。

主な施策 – ⑤内部統制等による透明性の確保

より一層の公平性・透明性確保

民間人材が多いデジタル庁においては、より一層の透明性の充実・ルールの作成が求められることから、システム調達に透明性・実効性を図る施策が必要である。

❖ 調達をサポートする各組織



発注担当が効果的・効率的なシステム調達ができるよう、各組織がモニタリングや積極的な助言・支援を実施するとともに、PDCAサイクルを回すことで、実効性の確保を図る。

調達支援チームはサポート部門と連携し、透明性を支える内部統制等の充実をはかり、定期的な進捗確認・効果測定を実施し、取組みの進捗状況及び方向性等についての統制・調整機能を果たしていく。

❖ 事業者との対話推進

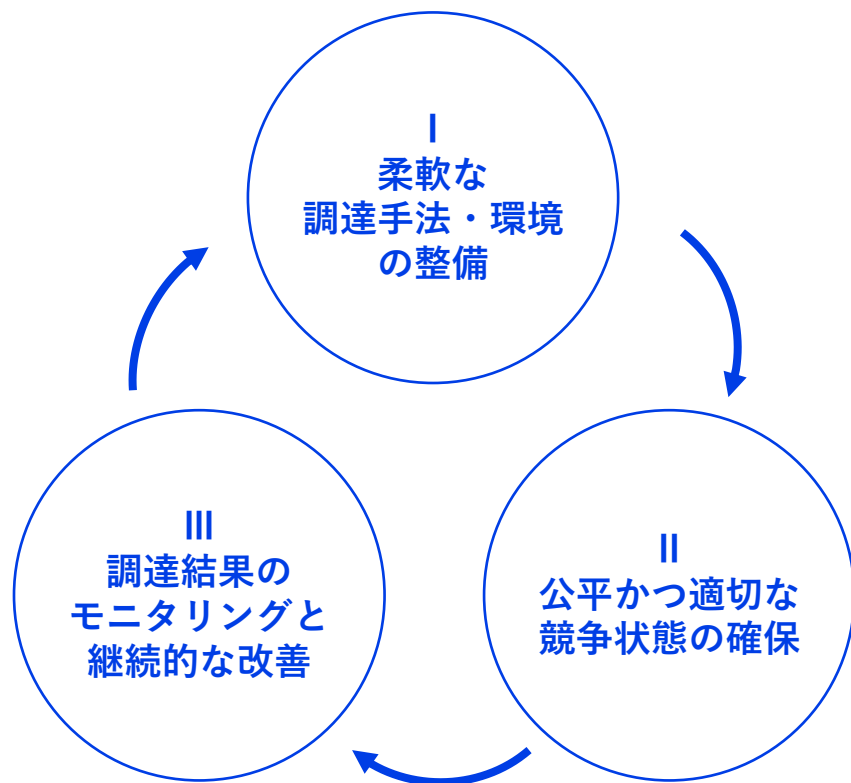


技術的対話や企画競争を推進しつつ、情報提供依頼(RFI)や意見招請も活用しながら、不適切なやり取りにならないようルールを遵守した上で事業者との対話の推進や、また、技術的対話やRFIの活用を促すため、実施する際の活用例をまとめる。

デジタル庁における今後の進め方

デジタル庁システム調達改革の取組み（ミッション）

社会のニーズに即したITソリューションを、公平かつ透明性の高い方法によって、適切な価格で、迅速に調達できる環境を、不断の見直しにより継続化を図る。



I. 柔軟な調達手法・環境の整備

- ガイドラインやマニュアル等の整備及び周知
- 多様な仕様書・契約形態の準備、共有
- 情報システムに適した調達方式の導入
- 中小・スタートアップ企業等の参入障壁撤廃による参入円滑化

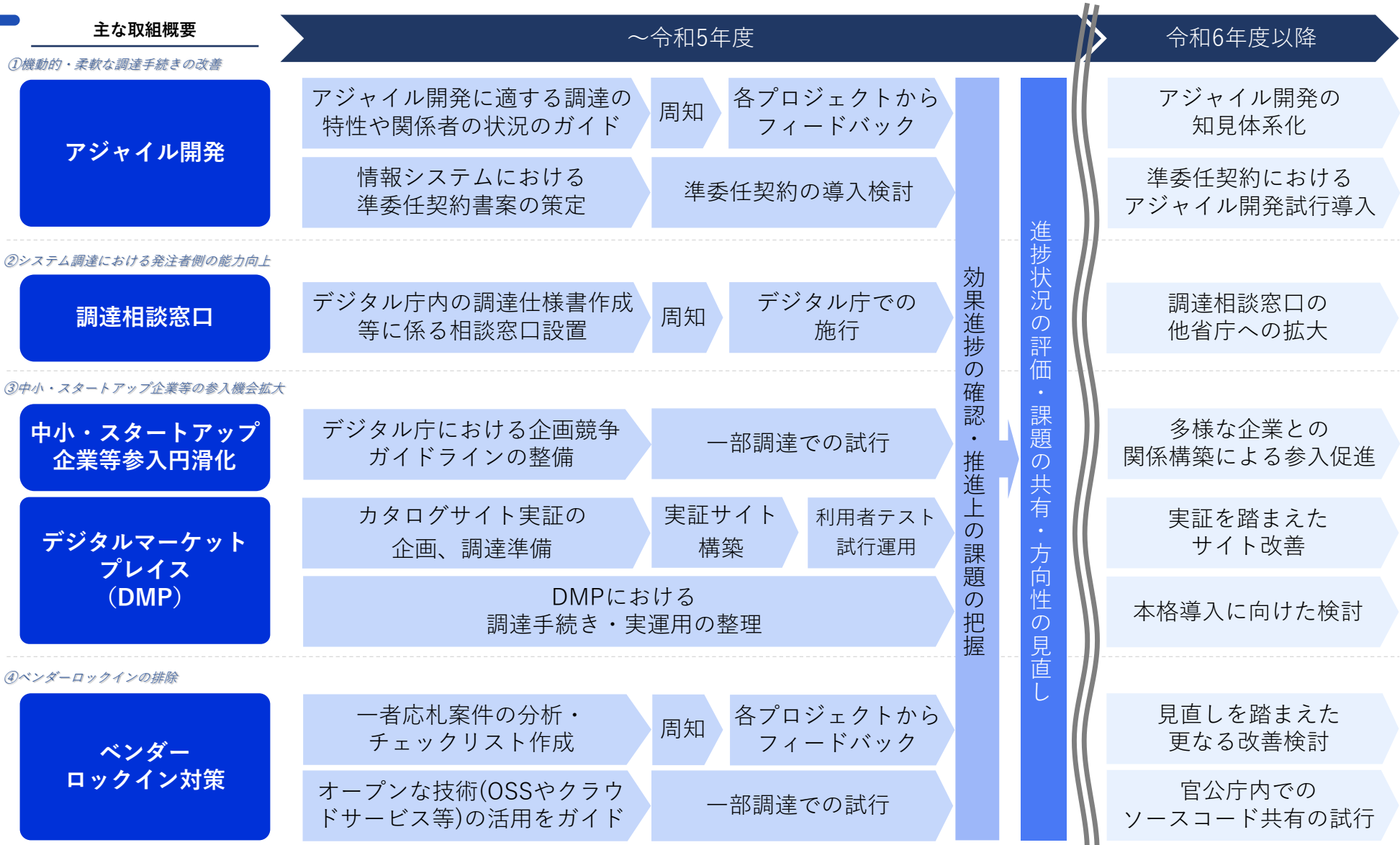
II. 公平かつ適切な競争状態の確保

- 個別プロジェクトごとの相談・サポート体制の一元化
- 既存ベンダーの優位性の軽減(ベンダーロックイン排除)

III. 調達結果のモニタリングと継続的な改善

- 相談内容・調達実績のストック化と共有、今後の調達での活用
- 発注者側の能力向上
- 恒常的なモニタリングと内部統制の充実・強化

システム調達改革における主な取り組みのロードマップ案



※既に効果が認められる施策についてはガイドライン等に記載し、速やかに各府省庁へ共有する。
試行等が必要な施策については、デジタル庁にて試行し、効果が認められる施策については積極的に展開を図る。